

答 申

審査請求人（以下「請求人」という。）が提起した地方税法（以下「法」という。）13条の2第1項の規定に基づく納期限変更告知処分に係る審査請求について、審査庁から諮問があったので、次のとおり答申する。

第1 審査会の結論

本件審査請求は、棄却すべきである。

第2 審査請求の趣旨

本件審査請求の趣旨は、〇〇都税事務所長（以下「処分庁」という。）が請求人に対し、平成29年7月13日付けでした、別紙1物件目録記載の各土地及び各家屋のうち、本件土地1、本件土地2及び本件家屋1に対する平成29年度分固定資産税及び都市計画税（以下「固定資産税等」という。）賦課処分に係る納期限変更告知処分（内容は、別紙2処分目録記載のとおり。以下「本件処分」という。）について、その取消しを求めるというものである。

第3 請求人の主張の要旨

請求人の主張は、おおむね以下のとおりであり、本件処分の取消しを求めているものと解される。

会社は通常の業務を行っており、突然固定資産税の支払いを命じられても業務の資金繰りができなくなり、取引先に多大な迷惑をかけると同時に社員に給料を払えなくなる。

第4 審理員意見書の結論

本件審査請求は理由がないから、行政不服審査法45条2項により、棄却すべきである。

第5 調査審議の経過

審査会は、本件諮問について、以下のように審議した。

年 月 日	審 議 経 過
平成29年12月4日	諮問
平成30年1月23日	審議（第17回第3部会）
平成30年2月20日	審議（第18回第3部会）

第6 審査会の判断の理由

審査会は、請求人の主張、審理員意見書等を具体的に検討した結果、以下のように判断する。

1 法令の定め

法13条の2第1項は、地方団体の長は、次の各号のいずれかに該当するときは、既に納付又は納入の義務の確定した地方団体の徴収金でその納期限においてその全額を徴収することができないと認められるものに限り、その納期限前においても、その繰上徴収をすることができる旨規定し、同項1号は、「納税者又は特別徴収義務者の財産につき滞納処分（その例による処分を含む。）、強制執行、担保権の実行としての競売、企業担保権の実行手続又は破産手続（以下「強制換価手続」という。）を開始されたとき」を挙げている。また、同条3項及び法施行令6条の2の3は、法13条の2第1項の規定により繰上徴収をしようとするとき、既に納付又は納入の告知をしているときは、納期限を変更する旨を記載した文書により告知しなければならない旨規定している。

2 これを本件についてみると、平成29年6月30日、本件各不動産について本件競売手続が開始されたことが認められる。そして、請求人が平成28年度分固定資産税等の本税等を滞納したため、請求人が債務者に対して有する賃料支払請求権の差押えによって同本税等が徴収されたこと、請求人は平成29年度分固定資産税等の第1期分について納期限経過後においても滞納していたことが認められる。

以上のことから、処分庁が、請求人について、納税者の財産につき担保権の実行としての競売が開始されたときに該当するとともに、これまでの上記滞納状況等、請求人の財産状況も考慮した上で、平成29年度分固定資産税等の第2期分ないし第4期分について、当初告知した納期限においてその全額を徴収することができないと認められると判断したことは相当である。

したがって、上記判断の基になされた本件処分は、法13条の2第1項による繰上徴収をすることができる場合の要件を満たしていることから、違法又は不当な点を認めることはできない。

3 請求人は、上記第3のとおり主張するが、上記1及び2のとおり、本件処分は法令に則り適法になされたものであると認められる以上、請求人の主張には理由がないものといわざるを得ない。

4 請求人の主張以外の違法性又は不当性の検討

本件処分通知書については、第2期の記載税額（納入金額）に誤りがあったことが認められるところ、処分庁は、本件処分後に、記載税額に係る更正を行い、請求人に通知していることから、本件処分に違法又は不当な点は認められない。

以上のとおり、審査会として、審理員が行った審理手続の適正性や法令解釈の妥当性を審議した結果、審理手続、法令解釈のいずれも適正に行われているものと判断する。

よって、「第1 審査会の結論」のとおり判断する。

(答申を行った委員の氏名)

外山秀行、渡井理佳子、羽根一成

別紙1 及び別紙2 (略)